

ソースタイン・ヴェブレン『平和の性質および 永遠平和のための諸条件に関する探究』の現代的意義

藤 田 明 史

Implications of Thorstein Veblen's Theory of Peace, *An Inquiry Into The Nature of Peace and The Terms of Its Perpetuation* (1917), to the Present World

Akifumi Fujita

抄 録

本稿は、米国における制度主義の創始者であるソースタイン・ヴェブレンの著書『平和の性質および永遠平和のための諸条件の探究』（1917）を取り上げる。第一次世界大戦中に書かれた本書は、戦争と平和に関する社会科学の著作として、第一級の重要性をもつものである。ヴェブレンの『有閑階級の理論』や『営利企業の理論』は、社会学や経済学の分野ですでに一定の高い評価を得ている。しかし、彼のこの平和論は、その現代的意義にも拘わらず、平和学においてさえ、それに相応しい扱いを受けているとは言い難いであろう。本稿でこれを取り上げる所以である。第二次世界大戦・冷戦を経て 21 世紀の初頭に生きるわれわれに、本書は何を語りかけるだろうか。逆にわれわれ——とりわけ日本のわれわれ——は、そこに何を聴きうるだろうか。現代平和学の社会科学としての体系化を学問的課題とする筆者によるこれはそうした一つの実験的試みである。

キーワード：戦争、平和、永遠平和の条件、制度主義、社会科学としての平和学

(2017 年 9 月 25 日受理)

Abstract

Among many books written by Thorstein Veblen, the founder of institutionalism in the USA, *The Theory of Leisure Class* and *The Theory of Business Enterprise* have been most conspicuously read and consequently wasted. But his book on peace, *An Inquiry Into The Nature of Peace and The Terms of Its Perpetuation*, has not very luckily (?) been paid due attention so far even among intellectuals involved in the discipline of peace studies at least in Japan. But it must be evaluated afresh and read seriously at this point of time confronting the possibility of the most disastrous war which, once accidentally happened, could lead to the end of human history. In this paper, the author tries to make clear the implications of Veblen's theory of peace to the present world specifically focusing on the constitutional issue of Japan.

Key words: war, peace, terms of perpetual peace, institutionalism, peace studies as a social science

(Received September 25, 2017)

はじめに

ソースタイン・ヴェブレン (1857 - 1929) は、米国における制度主義 (institutionalism) の創始者とみなされる社会学者である。本稿において、そのヴェブレンの『平和の性質および永遠平和のための諸条件に関する探究』(以下、『平和の探求』と略称) をとり上げる。その理由は次の通りである。

(1) ヴェブレンの数多い著作中、『有閑階級の理論』(1899) や『営利企業の理論』(1904) はとりわけ有名であり、社会学や経済学の分野での重要な著作として一定の評価が行われている。しかし『平和の探求』(1917) については、平和学においてさえ、その分野の古典的著作として、それに相応しい検討が加えられていない。しかし、制度主義の観点からも、戦争と平和の問題こそが最重要な課題であり、ヴェブレンが編み出した自余の制度的諸概念はこのための準備作業とさえ見られ得る。

(2) 『平和の探求』が書かれたのは第一次世界大戦の最中であり、そこで展開された戦争と平和に関する論点は、第二次世界大戦および冷戦を経た 21 世紀初頭のわれわれにも示唆するところが多いに違いない。本書はとりわけ当時のプロシア／ドイツを分析対象とするものの、それに関連して、日本への言及もそこには数多く書き込まれている。これらの記述は、アジア太平洋戦争後の米国を中心とする連合国による占領の負の遺産にまだ苦しむ現代日本に、直接に関わる場所があるといえよう。

(3) 『平和の探求』は、それまでの平和論が主に哲学的な論述であったのに比して、経験科学としての社会科学の著作である。筆者は、現代平和学の中核をなすガルトゥング平和学の体系から最大限に学びつつ、十分に自分として納得のいく「社会科学としての平和学」の体系化に注力したいと考える。こうした筆者にとって、ヴェブレンの『平和の探求』の方法・概念装置を具体的に検討することは、避け得ない課題であった。

こうした問題意識をもちつつ、以下の叙述を進める。まず第 1 章では、『平和の探求』の全体を俯瞰する。しかし、ヴェブレンの複雑に入り組んだ文章・構成の成り立ちから予想されるように、これは全く容易ではありえない。しかも、ヴェブレンの特異な発想は文章の細部に現れる。ゆえにここでは主として、全体の構成から見て重要な箇所を、その長短にかかわらず、翻訳・引用するという方法をとることにする⁽¹⁾。(その結果、本章が他章に比して非常識的に長くなることを諒とされたい。) 第 2 章では、社会科学としての『平和の探求』の方法について考察する。すなわち、ヴェブレンの制度主義を、マルクスの体系およびガルトゥング平和学の方法との対比において考える。第 3 章は、『平和の探求』の現代的意義の考察である。歴史的に見れば、『平和の探求』は、その意図せざる結果として、

藤田：ソースタイン・ヴェブレン『平和の性質および永遠平和のための諸条件に関する探究』の現代的意義
現代日本における憲法改正問題と深く関わっていることが判明するであろう。「おわりに」
では、簡潔に結語を述べる。

1. 『平和の探求』の内容

『平和の探求』は序および七つの諸章から構成される。

序

- I 導入：国家およびその戦争・平和との関連について
- II 愛国心の性質および効用について
- III 永続する平和の諸条件について
- IV 名誉なき平和
- V 平和と中立性
- VI 不適合なものの廃絶
- VII 平和と価格システム

まず「序」から見て行こう。「カントがエッセイ『永遠平和のために』を書いてからいまや122年目に当たる。それ以後、多くのことが生じた。しかし彼が、懐疑的な希望を抱いて待望した平和は、いまだそのなかには見出せない。しかし、あの偉大な批判的哲学者、それに劣らず人間的な事物の批判的観察者が関心をもって見たに相違ない多くの事象が起った。カントにとって、永続する平和の探求は、見込みがある事業であるよりも、人間に固有の義務として自己を表現するものであった。平和の実現のための前提および条件に関するすべての分析を通じて、結局は、全体としての平和が確立されるであろうとの強固な信念があった。しかしその平和は、人間の知恵が考え抜いたところの達成ではなく、『事物の設計者である自然』(*Natura daedala rerum*)の技であった」(Veblen 1994:vii)。このような書き出しによって、まず本書はカントの『永遠平和のために』(1795)のフォローアップであることが明らかにされる。

しかし、カントが歴史に記憶されるべきエッセイを書いた時点から、多くの事物が変化した。ゆえに、カントが提出した課題の探究には、それとは異なる方法が用いられなければならない。『事物の設計者である自然』は、自らの制作の方法と手段を暴くことなしに、それ自身の誓約の上を進むことはもはや許されない。ゆえにここで試みられるのは、カントの時代にはいまだ未来の水平線のかなたにあった研究分野への、このような線に沿った拡張である。「全体としての永続する平和の探求は、人間の義務の最高かつ固有のものであり、その意義は、過去においてよりも今日において、より減じているということはない。またその最終的な達成がより近いということもまったく確実ではない。しかし平和の性質の探究、およびこの目標の追求において見出されるべき諸条件の探究という課題は、今日においては異なった形をとらざるをえない。そしてまさにこの課題がここで企てられる探究に関わるのである」(viii)。

ここから次の三つの問題が提出される。「全体としての平和が、そのもとで望ましい形

において確立され維持される諸条件とは何か？ 予測される未来において、これらの必要な諸条件が目に見える形で実現されるには、現在の状況において、何——何かがあるとして——がなくてはならないか？ そしてより近い将来において、こうした全体としての平和の確立から、どのような諸帰結がもたらされるであろうか？」(viii)

序の末尾には、カントとは異なる自身の方法上の立場が端的・的確に述べられる。「そして、これらの問題への回答は、望ましい達成に向けて何をなすべきかの追求によるのではなく、現在の危急の事態において諸国民の行動を統御するために、経験の分析から示すことができる人間の行動の既知の諸要素を探究することによるのである」[強調点筆者](viii)。

ここで、カントとヴェブレンの立場・態度・方法の比較に関わって、いくつかの論点を指摘しておこう。まず、両者とも「人間の事物の批判的観察者」(強調点筆者)であった。相違は、カントが「批判的哲学者」であったのに対し、ヴェブレンは「批判的社会科学者」であったことだ。『平和の探求』においてヴェブレンが一貫して追求する主要な課題は、カントの『永遠平和のために』の第一章第一条項「将来の戦争の種をひそかに保留して締結された平和条約は、決して平和条約とみなされてはならない」(カント 1985:13)との命題において、「平和条約」を国家間の種々の諸次元に拡張した上で、その命題の一般的妥当性の検証であると言えよう。

I 導入：国家およびその戦争・平和との関連について

まず日常が孕む残酷な側面の一般的な叙述から始まる。「世知に長けた多くの思慮深い人々にとって、戦争は『自然の秩序』に疑問の余地なく属するということは、まさに真実であるに違いない。人間の交際においては、人間の虐殺を不可避的にもなう闘争が不可欠であって、同時にそれは、男らしい美徳の拡大や拡散をもたらす」(Veblen 1994:1)。思春期の若い男性は戦争のこうした美徳に魅かれる。あまり成熟していない適齢期の女性はこうしたことに半ば魅かれる。母親たちはそこに高価につく人間の生命の浪費を見る。老人は概して武勇の品位を下げたがる。

こうした文脈において次に平和主義者(pacifist)に対する痛烈な批判が行われる。「戦争は平和より血生臭い。」彼らの発言はこれに尽きる。誰も反論できないから、全く説得力がない。「想像力の減退を認めると、それまで決して誤ったことのない熱達の平和主義者は、『さて、何を語れば良いのか?』と自問することになるのだ」(2)と。

ところで、なぜ、ここで平和主義者批判が必要なのか。内容から見れば不要ではないだろうか。しかも著者自身が平和主義者ではないのか。彼は自嘲しているのか。この箇所を読むとき、こうした疑問が次々に起ってくる。

しかし、ここでの平和主義者批判は、きわめて重要な意味を担っていると筆者は考える。すなわちこれは、カントが『永遠平和のために』の冒頭の序に書き込んだ、それによって「悪意にみちたあらゆる解釈から完全な形ではっきり保護されている」ことを願ったと同じ、「留保條款」(カント 1985:12)なのである。この場合、保護されるのは誰か。ヴェブレン自身(だけ)ではなく、彼の念頭にある他の平和主義者たちであったに違いない⁽²⁾。

こうした「留保條款」を置くことにより、戦争・平和との関連において、自由な立場からの国家批判が可能になったのではないだろうか。すなわち、「これらの近代的戦争に例示される事実の成り行きから明らかなように、いかなる平和の侵害も、政府すなわち国家の主導・裁量のもとに行われるから、こうした好戦的な企ての推進には、いかなる好戦的な動きをも支持する大衆の感情を大事に育て、ついには動員することがつねに必須となる。こうした事業が一旦着手されたならば、その勤勉な実行を保証するために、好戦的活力への適度な刺激が不可欠となる。平和を破るための適当な装置を調達・維持し、好戦的事業の支持に動員される軍事的愛国心が、いかなる国民であれ、現代の『国家の協奏』(Concert of Nations) への加入の前提をなす。この『国家の協奏』は『権力の協奏』(Concert of Powers) であり、コンサートにおいてそのパートを演奏するのは、いかなる国であれただ『権力』(Power) としてのみなのである。結局、権力とは好戦的な力を意味するのだ」(Veblen 1994 : 4)。

戦争・平和と国家との関連に関するヴェブレンの表現はきわめて印象的である。「国家によって打ち立てられた平和、あるいは国家の裁量によって成立した平和は、必然的に休戦という性質をもつから、意のままに、そして短時日の予告で停止される」(7)。「国家または政府は、たかだか平和を作り出す道具ではあっても、それを永続させる道具ではありえない」(7)。

主要な分析対象であるプロシア／ドイツの歴史状況のヴェブレンによる要約は次のようである。

「プロシア、そして後にはプロシア化したドイツが、平和時において戦争を求め、戦争への備えの競争すなわち「軍備」(“preparedness”)において先導・猛追を際立たせるために参入した。このようなケースは、大部分は何か思いがけない状況として現われるものである。あの国が「国家の協奏」に誘導されたことに負っている力と欺瞞の季節は、最近の歴史の挿話であるにすぎない。それはあまりにも直近のことなので、ドイツ国民が戦意を振り払い、忘却するには、いまだ時間の経過が十分ではない。ゆえに、かの「帝国」は、嫌悪・反感の過敏で着かない感情および不当な悪意による既定の評判の重荷を負わされている。とりわけここから次のことが結果した。帝国の政治家たちは、いまだ忘れていない辱職から逃れ、回復を期待しつつも、一方においては、隣接の諸権力が表明する平和的な意向を信用しえず、他方においては、平和と友好のために自国が発する雄弁な声明に対して信用を得ることができなくなった。ゆえに、ほとんど関連性のない状況における思いがけない危急の事態によって、プロシアとドイツ帝国は、先導的に「軍備」競争の渦中に投げ込まれ、平和の侵害を余儀なくされた。少なくとも、ドイツの態度が惹起した競争的な「軍備」という特別な挑発がなかったとしても、こうした事態そのものは実質的に変わらなかったに相違ない。しかし、好戦的なクライマックスへの道が、君主国プロシアがその追及を余儀なくされている軍備拡張の先行政策によって、より早められたことは間違いない。いずれにしても、戦争の特殊な技術とともに、交通と通信における前進的な改良が、軍事的ナショナリズムによる大衆の教化を目的に強力に高調された諸施策に後押しされた

のである。そして、このことが帝国をして防衛的攻撃の路線を取らせ、機に乗じて戦争に走らせ、予期された苦情に対して仮想国への報復を行わせたのであった。終には、本国における当惑、外国における嫌悪と不信といった奇妙な状況もたらされた。こうした方法や手段が、愛国心の旺盛な政治家の仕業によって、過去一世紀にわたるヨーロッパの平和をかくも危険な立場に立ち至らせたのだ。そのことが、国家防衛のための装置の物的な拡大を誘発し、不可避的に軍備競争に導き、国際的な不信と憎悪、そして終には最高度の敵意を燃え上がらせたのである」(20-21)。

ここには、ヴェブレンのモノローグ的な思考のスタイルが、良くあらわれている。しかし、こうしたモノローグから、彼の斬新かつ特異な発想が時々飛び立つのである。

II 愛国心の性質および効用について

「愛国心 (patriotism) とは、名声に関わるパルチザン (徒党) の連帯・団結の感覚である、と定義できよう」(31)。心理学や政治学の専門家は、より正確かつ包括的な定義を求めよう。しかしヴェブレンは、「とりわけ戦争や平和の問題に関わって、近代人の生活の中で愛国的生気が演じられる場面の探求に必要と思える限りにおいて、この言葉の口語的な使用の底に流れる漠然としたものを同定し記述する概念で良い」(31) とする。ここには、言葉の日常の使用のうちに含まれる曖昧な意味を取り出し、研究対象に必要な限りにおいて (そしてその場合にのみ) 概念化するというヴェブレンの方法が示されている。

しかし同時に、ヴェブレンは、愛国心を仮想的な実体 (substance) としても捉えている。「この概念 [愛国心] からその固有でない付随的な諸々の要素を取り除こうとすると、名声という集合体において、分割されない共通の関心が、これ以上に縮約できない最小のものとしてつねに残ることが見出される。これが実体的なコアをなし、それをめぐって多くのそして種々の二次的な関心が群がるのである。しかし、それ (実体的なコア) なくしては、これら他の蝟集する関心や熱情は、共同のか個別のかにかかわらず、機能する愛国心の守護神とはならないのである」(31)。

ここから愛国心に関して種々の表現が生まれる。「愛国的な心とは、競争心であると同時に、その競争は明らかに団結心に貫かれている」(33)。「愛国心は闘争的な顔貌をし、そのはけ口を好戦的な事業に見出すとき、最高の表現を得る。その至高かつ最終的なアピールは、下位の敵対者の死、損害、悲歎、破壊に他ならない」(33)。「愛国心は明らかに自己中心の心であって、敵対的なグループ間の疎外・憎悪の感情に根差している。それは、名声に関わる妬みを引き起こすような比較の上に生息する。それは、国家間の相互の妨害・嫉妬において機能する」(38)。

愛国心を一つの実体とすることから、次のようなユニークな見方が生まれる。近代世界の文化的・技術的システムにおいては、愛国心は「目の中の埃」や「ベアリングの中の砂」(40) のようなものだと言うのだ。このように、愛国心と近代生活とは矛盾した目的をもっている。しかし、近代生活の要求は、愛国心の要求の前に屈伏してしまう。「こうした事物の秩序に異議を唱えるいかなる声も、荒野に呼ぶ者の声となる」(41)。

ところで、愛国心にどこから来たかを問えば、彼（彼女？）は次のように答えるだろう。「我々は、ここにいるから、ここにいるから、ここにいるから、ここにいる。」[“We’re here because, We’re here because, We’re here because We’re here.”] (60)

愛国心の起源に関するヴェブレンの説明は複雑である。ここでは次の2点を指摘しておくに止める。まず、愛国心は、メンデルの「単位形質」のようなものではないこと、そして、それは「精神の枠組み」(a frame of mind) と呼ぶべきものであること (45)、である。ここで「精神の枠組み」とは、ヴェブレンの「制度」(institution) の定義、すなわち「個人や社会の特定の関係や特定の機能に関する広く行きわたった思考習慣」[『有閑階級の理論』] (ヴェブレン 1998: 214) における「思考習慣」(habit of thought) を、愛国心の場合に即して言いかえたものと見ることができよう。

ともあれ、「愛国心から生まれる献身という広範囲の基礎がなければ、そして、政府機構の野心的な指令下ということがなければ、深刻な国家間の侵略は起りえない」(Veblen 1994: 61) のである。

Ⅲ 永続する平和の諸条件について

「現代人の愛国心は国家間の競争の変わらぬ源泉である。彼らの愛国心がなくなれば、現代の国家間における平和の侵害は起こらないわけにはいかない」(77)。すなわち、「愛国心は、平和を破るのに有用だが、平和の維持には用をなさない」(78) のである。

現代の状況において重要な要素は、愛国心の基礎の上に築かれた二つの「権力」、とりわけドイツと日本の「王朝的国家」である。「ゆえに、捉われない見方からすれば、もしそれが可能ならば、その場合、これら二つの権力の帝國的事業は、平和の好機に関連をもつところの、また、いかなる平和の計画であれ、その上に立案されるべき諸条件を決定づける、主要な状況として評価されなければならない。明らかに、この二つの帝國的権力が存在するもとは、いかなる平和の条約も不安定なものにならざるをえない。どちらか一方または双方がこうした条約の当事者であってもなくても、同じことである。いかなる誓約であれ、それが王朝的事業を促進しないことが判明した場合、それは王朝的国家の政治家をしぼるものではない。そこで問題が再び立ち起る。ドイツあるいは日本の野心の地平のもとにおいて、平和はいかにして維持されるか？ 明らかに二つの選択肢がある。王朝的国家の存在に起因して世界平和が置かれている難局から脱出するのに、そのどちらであれ安易な道を約束するものではない。二つの選択肢とは、それらの国の支配に降伏するか、あるいはこれら二つの権力を除去するかである」[強調点筆者] (83-84)。

これが、「永続する平和の諸条件とは何か」に対するヴェブレンの回答である。中間の道はありえない。なぜなら、これらの王朝的国家を手つかずのまま包摂する「平和条約」(peace compact) は、事実において、「こうした帝國的権力の支配への最終的な降伏の準備を意図することになる」(84) からである。

「カイゼルは神の恩恵によって支配を保持し、神 (God) 以外の何ものにも弁明責任を負わない。」一方、日本の体制は、「天皇が至高の神アマテラス (オオミカミ) の直系の子孫

であり、その結果、神の支配と世俗の支配との間の裂け目がない」(86)。神の支配への王朝的ルールの一体化という点では、ドイツは日本より不完全である。しかし、実効的には、そう変わるものではない。

こうした国家体制は、ヴェブレンの用語法では一つの「制度」(institution)である。「制度は歴史的に成長する。それは、そこから生まれた状況によって与えられた伝達の普遍性・連続性という性格を、濃厚にもっている。制度は、それがいかなるものであれ、習慣の産物である。おそらく、より正確には、思考習慣の一つの体系 (a body of habits of thought) と言えよう。それは、与えられた一連の行動の上に乗る、グループを貫通して一般性と一様性をもって普及するから、常識の域にまで達しているものである」(91)。

戦闘の場合に、フランスや英語圏諸国が防衛的であり、ドイツや日本は攻撃的であることに関して、ヴェブレンは次のように言う。「ここには決定的な差異があるようだ。愛国心が非個人的な共和国の運命をめぐるものである人々と、王朝的支配の勢力への熱烈な願望が付加された人々との間にある差異である。後者の人々は、将来の有望な機会が訪れたとき、平和を破ることをあてにするものである」(105)と。この指摘は重要であろう。

本章の結論は次のようだ。「中立的な平和条約は、ドイツや日本のような王朝的国家が不在のもとでは、実行可能かもしれないし、実行不可能かもしれない。しかし、これらの冒険的な国家的機構が存在するのもとでは、それ(中立的平和条約)はおよそ不可能である」(107-108)。

いささか拍子抜けの感がないでもない。しかし、事実を事実として語ることがいかに困難であるか。このことに思いを致すとき、この発言の重さをあらためて感じないわけにはいかない。

IV 名誉なき平和

永続的平和のための二つの代替案は、王朝的国家であるドイツ(そして日本)の支配に服従するか、またはこれらの権力を除去するか、であった。前者は、ドイツの支配に服することになる人々の愛国心とはとうてい調和し得ないから、十分に魅力的ではない。しかしそれを無視することはできないとヴェブレンは言う。「この無思慮な激しい愛国心の反発が一旦理性に従うことができたなら、こうした平和的服従(peaceable submission)の計画、あるいは少なくともその(平和的であれ服従することへの)情状酌量には、何か良い点を言い出せるかもしれない。そして、こうした服従の隠された必要が平和的解決の前提条件としてあることを常に正しい位置関係において見るならば、これら一つまたは双方の野心的な権力が無傷のままである限り、こうした平和体制の長所の穏当な評価は大いに歓迎すべきであろう。卓絶した支配を求めるこれら二つの権力が、最後の結論としていつまでもそこにあることはできないからである」(118)。

ヴェブレンは、次に、「こうした平和体制の長所の穏当な評価」としてドイツの知識人による宣言に言及する。しかしその宣言の具体的な名称・内容には触れられていない。歴史的な文脈から見て、それは、1914年10月に公表されたドイツの93名の知識人による「文

明世界に対する宣言」であると筆者は推定する。その内容はどのようなものであったか。その宣言の全文が、ゲオルグ・ニコライ著／山本宣治訳『戦争の生物学』（1918）の冒頭にあるので、その一部を次に引用する⁽³⁾（ニコライ 1979：34-36）。

文明世界に対する宣言

吾人は独逸〔ドイツ〕の学問及び芸術の代表者として全文明世界の前に、我独逸に迫り来れる激しき生存競争に於て、吾人の敵が我等の純真なる目的を汚さんと試みて用ひたる虚偽と讒謗に対し、敢へて抗議せんとす。・・・

- 一 独逸が此戦争を企てたりとは真ならず。〔この項、以下略〕
- 二 吾人が白耳義〔ベルギー〕の中立を悪意を以て侵害せしとは真ならず。〔同上〕
- 三 極度の必要無くして一人たりとも白耳義人の生命財産が我々の兵士によりて損害を受けたりとの事は真ならず。〔同上〕
- 四 我々の軍隊が Lowen (Louvain)〔ルーヴァン〕に対し残忍兇暴の行動を為したりしとは真ならず。〔同上〕
- 五 吾人の戦闘法は国際法の諸則を無視すとは真ならず。〔同上〕
- 六 吾人の敵が偽善的に装ふが如く、所謂吾人の軍国主義に対しての戦争は決して吾人の文化に対する戦ひに非ずとは真ならず。独逸の軍国主義無くんば独逸の文化は地球上より消去される。〔同上〕

吾人は吾人の敵より虚偽の毒を塗りたる武器を奪取する事能はず、唯彼等が我々に向ひ虚偽の証言を述べる者なる事を全世界に訴へ得るのみ。我々を知り今迄我等と共に人の最も尊き持物を守り来れる汝、我等汝に訴ふ。吾人を信ぜよ。ゲーテ Goethe の如き、ベートーフェン Beethoven の如き、カント Kant の如き、人の遺産が彼等の家と土との如く彼等にとつて神聖なる一国民、かかる国民として吾人は此戦争を終り迄戦はんとする者なる事を信ぜよ。

「平和的服従」との表現は筆者には形容矛盾と感じられる。ともあれ、ここでの議論はきわめて興味深い。平和的服従の歴史的な事例として、異民族支配下の中国、日本による植民地支配下の朝鮮・満州・中国、その他が検討されている。しかし、本章の読解を通じて筆者の念頭に常にあったのは、アジア太平洋戦争の敗北から現在に至る米国従属下の日本の姿——名誉なき「平和」——である。

「こうした事の成り行きは幸運であって、その逆（不運）ではない。あるいは少なくとも、何か望まれていたものではないにしても、それは、その代償を結果するのである。新しい体制のもとでもたらされるべく、いやしくも文化的なものの獲得に重点的に注力しようとする場合、同じことが顕著に現れると推定される。さらにより詳細に見るならば、企図された新しい体制への無抵抗な（non-resistant）服従は、（禁止的とは言えないにしても）過度に高くつく抵抗のコスト、あるいは平和の成就を遅らせてしまうコストの見地からし

て、打算的ではあるものの得策には違いなからう」(Veblen 1994 : 177)。

本章には、本書全体に貫通する、方法に関する基本的な叙述が含まれている。「制度の変化には時間がかかる。それは習慣の創造である。けれどもこの習慣には資格が要る。というのは当該の変化とは、習慣を獲得したり、一般的な慣習やしきたりを一つの条項の形で確定したりすることではなく、かつて習ったことを忘れることであるからだ。そうした減衰のための時間や経験は、持続の点においても、あるいはそれを教え込むのに必要な規律の厳しさの点においても、獲得に要したそれ(時間や経験)と論理的に同等である必要は全くない」(143)。

V 平和と中立性

「触知できる物質的な利益・権益が含まれる社会表層について単純に考えれば、これらの既述事項における普通人(common man)の選択は、もし彼が、この場合の統計的に明らかかなメリットのみを正気かつ明快な考察によって自分自身を納得させ得るなら、その多くは予測できる結論であるに違いない。単一の結合剤としての金銭的必要および経済的関心における習慣が、廃絶または部分的に解体されても、少なくとも彼には、物質的に失うものは何もないし、さらには身体的な快樂、および生命・手足の安全保障がわずかでも得られる見込みさえもがあるのだ」(178)。これは前章の「平和的服従」の一般的な帰結の叙述である。しかし、議論はここで終わらない。なぜなら、「人はパンのみで生きるのではない」(178)からだ。

ここから議論はどう展開するのか。しばし内面に深く沈潜したモノローグが続く。そしてほとんど唐突に次の言明が発せられる。思考の地平線が急に広がる。

「近代的産業の活動、近代的技術、そして先端技術と近接したところにあるあの近代的経験科学、これらすべては国家主義的秩序の既存の先入観とは、目的において矛盾している。さらに明言すれば、それらは、帝国主義的支配に収斂する王朝的秩序を支える先入観と矛盾する。」(197)先に引用したドイツを代表する知識人の宣言は、「機械的秩序の思考習慣がドアから入って来るときさえ、古代的な先入見は忙しなく窓から飛び出て行こうとはしない」(199)ことを示している。そして、「ドイツの帝國的体制を比類なく侮り難いものにしてしているものは、きわめて単純かつ深刻であるところのあの組み合わせであり、そこにおいてはドイツの人々が、近代産業技術の最高度の効率での利用を獲得したと同時に、封建的野蛮の熱狂的忠誠を変わらぬ強度で保持しているのである」(201)。

このような状況で永続する平和はいかにして可能か。次の発想が出現する。「大体において、永続的平和に通じる、ゆえに採用されるべき方法は、単純かつ明白である。それは主として消極的(negative)な性格をもっている。すなわち、不作為と不注意の利用である。現代の状況下では、そして外部からの侵略を防止することにおいては、平和は平和の破壊を回避することで保持される。好戦的事業を唯一の隠された目的として組織された国家体制の不在においてのみ、平和の破壊がそれ自身から生ずることはありえないのである。平和政策は明らかに回避のそれである。すなわち、攻撃および不快の原因の回避である」

(205)。

こうして「中立化」(neutralisation)の概念が明確に提起される。「平和的な諸国民の間での平和維持の保証に求められるのは、すべての国際間の苦情がそこから生ずるのを常とする、すべての人間的諸関係の中立化である。そしてまた、平和維持の合理的期待を確保するのに必要なものは、これらの人々の愛国的な虚栄心・軽信が許容する人間的諸関係の大部分の中立化である」(205)。ここで前半は、平和維持のためには人間諸関係の中立化が必要条件であることを述べている。後半は、平和維持を人々が期待するのは、同じ人々の人間諸関係の中立化が前提となることを述べている。すなわち、平和維持を期待する人々と、人間諸関係の中立化を実行する人々とは、同じ人々＝普通人なのである。

ヴェブレンが、「市民的権利の中立化」や「国家的利益の中立化」というとき、それは畢竟、次の点に帰着するようだ。「国家的な差別や威光が無価値になり、忘れられるままになる、その程度に正比例して、平和は確かなものになる」(217)。

VI 不適合なものの廃絶

「平和愛好的な国々が加盟するはずのリーグ(連盟)の作法——これによって平和が維持され、またこうした動きが作られる——がいかにあるべきかを、(1917年1月の時点で)推測することは時期尚早であろう。しかし、こうした一連の行動を駆り立て、またリーグが発足した場合、その遂行を条件づける情勢は、すでに作動しており、全体として、自身の偏愛ではなく、当該の事実に基づいて、自ら信じることを決定しようとする誰にとっても、もはや特段に曖昧ではありえない。大体において、こうした条件づけを行う情勢の圧力が見られ、またこうした圧力のもとで一連の最小の抵抗が計算されるのは、時間および重要度の小さい変数の未知の偶発事に起因する、誤差の正当な許容度とともになのである」(233)。

「中立的平和同盟」[neutral league of peace](243)に向って情勢は進んでいる。しかし同時に次の命題は不可欠な要請である。「永続する平和は、帝國的王朝が廃止され、そして『祖国』とその同盟国における特権のすべての封建的遺物が廃棄され、同時に、それらの国が平等な人々から成る共和国(commonwealth)の地位に還元されたとき、初めて可能となる」(258)。ゆえに、「この場合、時間が最重要な要素である」(233)。

VII 平和と価格システム

まず、前章に引き続き、「時間が最重要な要素である」ことが、近代の機械的産業との関連において述べられる。そして、事例として日本のケースが劇的に取り上げられる。

「間に合う(in time)ということ、日本の場合、時間の許容範囲は、おそらくそれほど大きくはないであろう。日本人は、現代科学技術を十分に使いこなす能力を獲得するであろう。他のどことも同じく日本でも、それには、実質的に高い文盲の解消、何か無難な方法による、あの国に現にある迷信にとらわれた粗野なナショナリズムの消失が含まれる。そうした種類の、社会不安をもたらす諸次元の兆候がすでに進行している。しかし、こうし

たことの結果としてのナショナリズムを崩壊させる思考習慣 (habits of thought) は、日本の愛国的献身の神聖な境内を侵すまでにはまだ至っていない。

再び問題は、時間と習慣化とである。時間と習慣化にともなって、天皇は神聖な家系であることを気付かないうちに止めるであろう。そしてその結果、天皇の下で仕事に励んでいる政治家のシンジケートは、帝国主義的拡張の手段がそれを実際に負担している人々によって疑問視されることを見出すであろう。しかし帝国主義的シンジケートが、現在のようにより外部の妨害からの免除を享受し、朝鮮、中国、満州における累積的な略奪という中断なしの軍事行動を行うならば、愛国的な心酔は剥落することなく、日本人の忠誠の衰退はそれだけ遅れることになるだろう。しかし、不運な隣国に対する侵略のための自由裁量の道において何が許されようと、長い目で見れば、近代的産業技術の惑溺から切り離せない懷疑や人的支配への反抗が、忠誠への隷属を誓う日本人の心性をやがては圧倒することが予想されるのである。日本帝国の機会はその間に横たわっているのである。そして、全体としての平和の予定された攪乱者である日本帝国の脅威も同様である。」(312-313)

最後の問題は平和と価格システム (price system) との関係である。「予期される平和の体制のもとで、手が付けられないそのままの形で所有権と投資が残存するならば、価格システムがそれに役立つべく、より一層の活力と保証を得て、産業的技術のより改良された状態からの利得を享受するようになる。そのことがまたより拡大されたスケールの操業およびより高い回転率をもたらす」(360)。

しかし、「所有権の制度——近代の制度的構造の中核をなす——は、習慣の沈殿物であり、……交代と陳腐化の不測の事態をまぬがれ得ない」(325-326)。最終の結論は次のようである。

「全体としての平和の設計者が、その上に平和が永続化するような譲与的な条件を探究するとするならば、明らかにそれは、初発から所有権およびそうした権利が有効となる価格システムの当面の緩和、最終的な廃止のために手はずを整えるための努力の一部とならなければならない。こうした線に沿った有望な始まりは、これまでの叙述に示されているように、明らかに市民のすべての金銭的権利の中立化であろう。他方において、競争的利得や競争的支出の放棄という犠牲を払うことを望まないのであれば、平和の推進者は、論理的に当然あり得る危険を見ることになるだろう。そして、相互の妬みが十分に不安定な均衡に結果してしまう、そうした平和的決済に向けた行動を余儀なくされるであろう。しかしまた、金銭に関する不満が金銭的な特権の確立された体系を脅かすところではどこでも、こうした不安定な均衡は直ちに崩れ去るであろう」(367)。

価格システムは、ヴェブレンにとって、平和の中断あるいは崩壊の、言い換えれば「将来の戦争の種をひそかに保留する」(カント)、最後の要因なのである。

2. 社会科学としての『平和の探求』——方法としての制度主義

2.1 マルクスの体系と制度主義

マルクスとの比較においてヴェブレンの方法の特徴を把握しよう⁽⁴⁾。マルクスの方法に基づいて資本制の運動法則を明らかにしようとする場合、以下に列挙する諸課題を設定するのが有効であろう（図1、以下のa～fは図中の記号と対応する）。

- a. 人間の諸行為の合成結果として経済諸現象が生じる。
- b. 人間の行為はその社会の生産諸関係に規定される。
- c. 一つの生産関係は一定の生産力のもとでのみ成立・存続する。
- d. 経済諸現象を媒介に生産力を向上させるメカニズムが存在する。
- e. 経済諸現象を媒介に生産関係を維持するメカニズムが存在する。再生産機構。
- f. 経済諸関係を媒介に生産関係を揚棄するメカニズムが存在する。矛盾蓄積機構。

マルクスの分析方法に対してヴェブレンのそれはどのような関係にあるか。ヴェブレンは、マルクスの体系には明示的に扱われていない要素すなわち「制度」(institution)を体系の中に導入した（図1における関連gおよびh）。

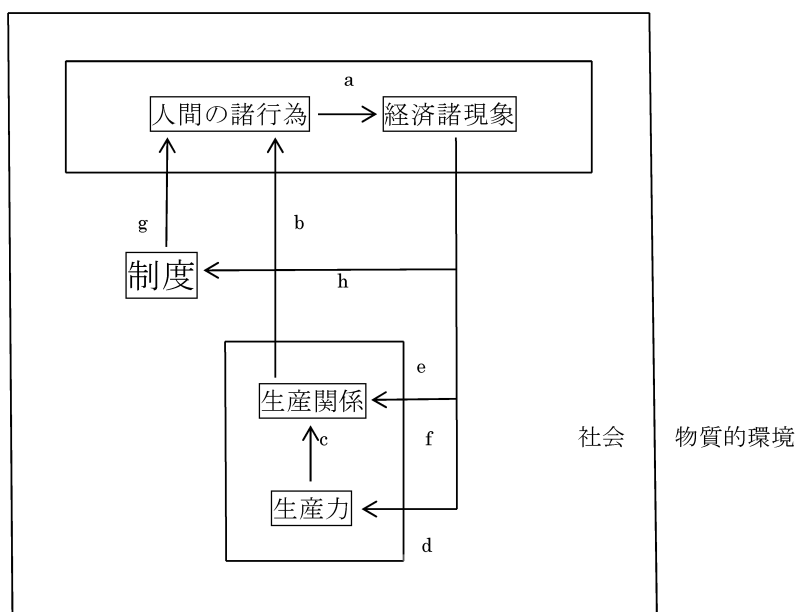


図1 マルクスの体系+ヴェブレンの制度

結果として全体の体系に何が起こるか。マルクスの生産関係等の概念も一種の制度と見做される⁽⁵⁾。ヴェブレンは、資本制を構成する基本的な要素として「営利企業」(business enterprise)と「機械過程」(machine process)を析出する。営利企業とは個々の企業組織を示すとともに、利潤のための投資という準則に従って行われる営利の諸原則をも意味す

る。機械過程とは、個々の機械を示すとともに、機械過程を可能にしている諸原理をも意味する。資本制では、営利企業が主導的であり、機械過程はこのための物質的基礎をなすにすぎない。ヴェブレンは、これらの二要素は対立し、長期的には両立不可能と考える。

機械過程や営利企業という表現が示すように、ヴェブレンの概念装置は現実の表象として感覚的であり、その意味で現象論的である。マルクスは「労働過程」や「価値増殖過程」というより抽象的な概念を用いて、資本・労働関係を分析した。それは資本家階級による労働者階級の「搾取」という、資本制に内在する本質的な関係を暴き出すためであった。ヴェブレンはこれに対し、マルクスの分析結果を前提にしたうえで、より現象論的な分析を行った。こうして、『平和の探求』に見られるように、戦争・平和という複雑な現象の社会科学的分析が可能となった。

2. 2 ガルトゥング平和学体系との比較

ヨハン・ガルトゥング(1930-)の平和理論は、現代においてもっとも包括的・体系的なそれであろう。ここでは二人の社会科学者の対話という形で、ヴェブレンとガルトゥングの平和論の特徴を明らかにしよう⁽⁶⁾。

二人の社会科学者の対話

ノルウェーの作曲家グリーグのピアノ協奏曲イ短調の美しいそして懶い旋律が流れている。

G: われわれの共通の祖国ノルウェーを祝福しよう。今回、あなたの「平和論」に、ノルウェーという生粋のルーツが確認できた。

V: あなたに読んでもらえて光栄だ。アメリカでは私の著書はまじめには読まれない。

G: ウィットと結合した深い洞察だから当然だ。しかし、延々と続くモノローグには私も閉口した。しかし、その中から独創的な思想が生まれてくる。

V: 孤独な生活を私は好む。私の独創はその中からしか生まれない。

G: われわれの共通点は、権威に対する軽視・蔑視の姿勢にある。まさに「荒野に呼ぶ声」。違いはどこにあるか。あなたは傍観者・観察者だが、私は、まずは実践者たろうとする。私の実践は人々との対話である。私の独創——もしあるとするなら——はそうした対話から生まれる。

V: 私はプラグマティズムに違和感をもっている。私は人々の行動の原因を「制度」という概念で説明しようとしている。戦争も平和も、それ自身が制度であり、また諸制度の複合物である。

G: あなたは「名誉なき平和」と言う。私の立場からすれば、そうした社会状態が平和とはとても容認できない。私はそれを一種の暴力と見做し、それに「構造的暴力」と名付けた。あなたの制度概念は、社会科学のそれとしてやや曖昧のように私には思える。

V: 私には社会そのものがきわめて曖昧な存在のように思える。そうした社会の把握は曖昧な概念によってこそ可能である。

G: いや、対象が曖昧だからこそ、分析する概念には相応の正確さが求められる。ともあ

れ、あなたのこの本は、21世紀の人々にもっと読まれて良いと私は思う。

V：あなたの暴力・平和理論が社会の平和的変革にどれだけ有効か、私は傍観者——いまはそれしか私にはできない——としてじっくり観察させていただこう。

3. 『平和の探求』の現代的意義

3.1 スウィージーの『平和の探求』の書評

ヴェブレンの『平和の探求』の書評の要約が、日本の敗戦直後、『思想の科学』の創刊号(1946.5)に掲載された⁽⁷⁾。評者は米国のマルクス主義経済学者のポール・スウィージーである。その要約の主要部分をここに引用する。

ヴェブレンは、19世紀の後期に統一せる帝国主義国家として台頭したドイツおよび日本を、一方においては封建時代の遺物である君主制政治制度を完全に維持しながらも、他方においてはもっとも近代的な生産と戦争技術を取り入れて、対外侵略にのりだした国々として特徴づけている。そしてこのような国柄においては、全社会機構を根底から変革するのであれば、その侵略主義をねだやすことはできないと述べている。このような国々がそのまま存続する以上、なまやさしい平和条約は絶対に成功する余地がない。そこでヴェブレンは、「ドイツ本国〔これは日本の場合には一層適切だと付け加えている〕およびその同盟国における皇統を廃止し、あらゆる封建制度の残滓である特権を撤廃し、同時に、これらの諸国を、等級の差別のない人々からなる連邦の地位に引下げてしまうこと」が必要であると提唱する。そうしておいて敗戦国の軍備を長期にわたって剥奪し、再武装しないように厳酷に監視すべきである。こうしている間に、ドイツ国民自身が、侵略主義の殻をぬぎすて、近代機械産業によってかたちづくられる平和的な態度を身につけるようになるだろうと、彼は信じていた。

ヴェブレンがすでに予言もし警告もしていたような、手ぬるい平和条約により、すなわち、第一次大戦後におけるドイツの封建的な政治社会機構を、そのままに残すことによって、再び戦争の災禍を招くことになったのであるが、今日も又同じ間違いを我々は犯しているのではなからうか……。その一例としては、終戦後すでに六ヶ月を経過したのに、日本帝国主義の経済的な根因に、すこしも斧をふるってはいないではないか……。

すなわち、ヴェブレンの平和思想がこうした形で敗戦直後の日本に流入していたのである。ここでの指摘は、現代日本の憲法9条改正問題と直接に繋がる文脈にある。その意味でこれは歴史的な文献といえよう。

3.2 ガルトゥング平和学から見た『平和の探求』の歴史的意義

最後に、ヴェブレン『平和の探求』の歴史的意義を、ガルトゥング平和学の側から考えてみよう。

ガルトゥング平和学の生誕を告げた論文は、「暴力・平和・平和研究」(1969)である。そ

ここでは暴力について次のように述べられる。「人間が現実、肉体的・精神的に達成したものが、彼らの潜在的な実現可能性を下回るような、そうした影響を彼らが被ったとき、そこには暴力が存在する」(ガルトゥング 2016:66)。すなわち、暴力は潜在的なものと現実にあるものとの間の差異の原因として定義される。そして、その原因に関して一つの条件が付加される。回避可能 (avoidable) という条件である。たとえば、「もし人が 18 世紀に結核で死亡したとしても、これを暴力と考えるのは困難である。それはほとんど不可避であったに違いないからだ。だが、世界に医学的な諸資源があるにもかかわらず、今日、その人が結核で死亡したならば、われわれの定義によれば、そこには暴力が存在する」(同:67)。しかしこうした暴力の定義は問題含みなのである。「たとえば、識字はどこでも高い関心がもたれている。しかし、キリスト教徒であることの価値は高度な論争的となる。ゆえに、識字があるべき水準より低い場合には、われわれは暴力について語るべきではないであろう」(同:67)。ここには平和学が深く掘り下げるべき重要な課題が示唆されている。この問題は、「暴力」概念の歴史性と深く関わっている。

第 1 に、暴力の手段における歴史性である [表 1] (同:73)。これは自明であろう。

表 1 個人的・身体的暴力の類型(「暴力・平和・平和研究」より)

解剖学的なものに焦点	生理学的なものに焦点
1 圧縮(第一撃、石弓)	1 空気を与えない(窒息、絞扼)
2 引き裂き(絞殺、延伸、切断)	2 水を与えない(脱水)
3 穿孔(ナイフ、槍、銃弾)	3 食物を与えない(包囲による飢餓、禁輸)
4 焼殺(放火、火炎、火炎放射)	4 運動を禁じる
5 毒殺(水や食物に混入、毒ガス)	a 体を制約する(鎖、ガス)
6 蒸発(原爆でのように)	b 空間を制約する(牢獄、拘禁、追放)
	c 脳を制御する(神経ガス、「洗脳」)

第 2 に、暴力の原因の回避可能性に歴史性の問題が現れる。これはすでに述べた。

第 3 に、人間の社会認識の歴史的な発展・蓄積があると筆者は考える。「戦争」を取り上げよう。戦争は、集散的・組織的な「暴力」とされる。しかし、なぜ、戦争は暴力なのか? 暴力の定義によれば、戦争が回避可能となると、戦争は暴力となる。そして、戦争が回避可能であるためには、戦争それ自体を原理的・法則的に否定する、社会認識の歴史的発展・蓄積がなければならないのである。

ここで憲法 9 条の歴史的意味が明らかになる。憲法 9 条に至る、戦争否定に関わる社会認識の発展・蓄積を、その代表的な文献で示せば以下の如くである。

ルソー 『社会契約論』(DU CONTRAT SOCIAL ou Principes du droit politique, 1762)

「戦争権の行使はいかなる平和条約をも予想しない」

カント 『永遠平和のために』(ZUM EWIGEN FRIEDEN, 1795)

「将来の戦争の種をひそかに保留して締結される平和条約は、決して平和条約と見なされてはならない」

中江兆民『三酔人経綸問答』（1887）

「恢復的民権」と「恩賜的民権」の区別

ヴェブレン『平和の性質および永遠平和のための諸条件に関する探究』

(An Inquiry into the Nature of Peace and The Terms of Its Perpetuation, 1917)

「国家または政府は、たかだか平和を作り出す道具ではあっても、それを永続させる道具ではありえない」

これはもちろん概略に過ぎない。ここでは、ヴェブレンの『平和の探求』がカントの『永遠平和のために』のフォローアップであることから、筆者はこのような大要に導かれたことを明記しておくにとどめる。

おわりに

本稿の締め括りとして次の命題を提出する。筆者はその妥当性（validity）を確信しているものの、命題としては仮説的である。

「憲法9条改正はそれ自体が一つの暴力である。」

すなわち、如上の戦争否定に関わる社会認識の、歴史的な発展・蓄積の上に9条は屹立している。こうした文脈において9条改正は何を意味するのか。それは、歴史の否定・忘却・捏造につながるがゆえに、人間の潜在的な発達可能性を根源的に阻害する、それ自体が暴力なのである。こうした暴力をいかに回避・廃絶するかが次の問題である。

注

- (1) 訳文はすべて Veblen, T. (1994) の何頁という形で示す [(Veblen 1994 : X)]。ただし2カ所目からは頁のみ [(X)]。『平和の探求』の邦訳にはヴェブレン (1956) があるが、部分訳である。本稿の訳はすべて筆者が行った。
- (2) 筆者の念頭には、ヴェブレンと同時代人のゲオルグ・ニコライ、アルベルト・アインシュタイン、ロマン・ロラン等がある。文献的な裏付けは得られていない。なお、ニコライについては注3を見られたい。
- (3) 「文明世界に対する宣言」にニコライは直ちに抗議し、「欧羅巴人に対する宣言」を起草した。しかしそれへの署名はアインシュタインを含め二名のみであった。ニコライは大戦中に『戦争の生物学』を書いた。ヴェブレンの『平和の探求』とニコライの『戦争の生物学』との比較検討は、筆者の今後の課題である。なお、ニコライ著『戦争の生物学』（山本宣治訳）の歴史的位置づけについては、田中（2008：67-99）を参照されたい。
- (4) 本節の内容は、藤田（2000）による。
- (5) 都留重人は「マルクスこそは、きわめてすぐれた制度派であったといってよいだろう」と述べている（都留 1999：23）。
- (6) 筆者は1999年10月7日、立命館大学でのガルトウングが主宰する「インフォーマル・セミナー」において、「高度技術社会における社会変革の主体——ヴェブレンの資本主義分析への一批判」

との報告を行った。それへのガルトウングの「コメント」(未公刊)から、「ノルウェーという生粋のルーツ」「ウィットと結合した深い洞察」「権威に対する軽視・蔑視」などヴェブレンへの言及をこの対話中に挿入した。

- (7) スウィージーの書評(『ニュー・リパブリック』誌 [1946. 2. 25])の要約者の名前は明記されていない。書評の全文がスウィージー(1954)に収録されていることから、要約者は都留重人と推定される。

文献

- 藤田明史(2000)「ヴェブレンの資本主義分析とマンハッタン計画」、『技術と人間』2000年4月号、技術と人間、pp.12-22。
- ヨハン・ガルトウング(2016)「暴力・平和・平和研究」藤田明史訳、『トランセンド研究』第13巻第2号、pp.64-95。
- カント(1985)『永遠平和のために』宇都宮芳明訳、岩波書店。
- 中江兆民(1965)『三酔人経綸問答』桑原武夫・島田虔次訳・校注、岩波書店。
- ゲオルグ・ニコライ(1979)『戦争の生物学』山本宣治訳、『山本宣治全集第四巻——戦争の生物学』、汐文社。
- ルソー(1966)『社会契約論』井上幸治訳、『世界の名著30』、中央公論社。
- ポール・スウィージー(1954)「ソースタイン・ヴェブレン——その長所と短所」、『歴史としての現代——資本主義・社会主義に関する論攷』都留重人監訳、岩波書店。
- 思想の科学(1946)「ほんのうわさ(1) ソースタイン・ヴェブレン『平和論』評」『思想の科学・創刊号』Vol, No1、先駆社。
- 田中正(2008)『湯川秀樹とアインシュタイン——戦争と科学の世紀を生きた科学者の平和思想』、岩波書店。
- 都留重人(1999)『制度派経済学の再検討』中村達也・永井進・渡会勝義訳、岩波書店。
- ヴェブレン(1956)『平和の条件』陸井三郎訳、『世界大思想全集 社会・宗教・科学思想篇17』、河出書房。
- ソースタイン・ヴェブレン(1998)『有閑階級の理論』高哲男訳、筑摩書房。
- Veblen, T. (1994) *AN INQUIRY INTO THE NATURE OF PEACE and the Terms of Its Perpetuation, The Collected Works of Thorstein Veblen Volume V*, Routledge/ Thoemmes Press.